

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25-投法6-1  
【提出書類】 発行登録追補書類  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成25年12月12日  
【発行者名】 日本リテールファンド投資法人  
【代表者の役職氏名】 執行役員 難波 修一  
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング  
【事務連絡者氏名】 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社  
リテール本部長 今西 文則  
【電話番号】 03-5293-7081  
【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】 日本リテールファンド投資法人  
【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】 投資法人債券（短期投資法人債を除く。）  
【今回の募集金額】 第7回無担保投資法人債 75億円  
【発行登録書の内容】  
(1) 【提出日】 平成25年4月15日  
(2) 【効力発生日】 平成25年4月23日  
(3) 【有効期限】 平成27年4月22日  
(4) 【発行登録番号】 25-投法6  
(5) 【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 100,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
—	—	—	—	—
実績合計額（円）		なし （なし）	減額総額（円）	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段括弧書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 100,000百万円  
（100,000百万円）

（注）残額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段括弧書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） ー円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

### 第2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

#### (1)【銘柄】

日本リテールファンド投資法人第7回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（以下「本投資法人債」という。）

#### (2)【投資法人債券の形態等】

##### ① 社債等振替法の適用

本投資法人債は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の適用を受け、下記(17)項「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程（以下「振替機関の業務規程」という。）に従って取り扱われるものとし、同法第115条で準用する第67条第1項の規定にもとづき本投資法人債についての投資法人債券は発行しない。

但し、社債等振替法第115条で準用する同法第67条第2項に規定される場合には、本投資法人債の投資法人債権者は日本リテールファンド投資法人（以下「本投資法人」という。）に投資法人債券を発行することを請求できる。この場合、投資法人債券の発行に要する費用は本投資法人の負担とする。かかる請求により発行する投資法人債券は無記名式利札付に限り、本投資法人債の投資法人債権者は当該投資法人債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行わない。

##### ② 信用格付

本投資法人債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）

#### (イ) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

信用格付：AA－（取得日 平成25年12月12日）

入手方法：R&Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ストラクチャードファイナンス」の「ストラクチャードファイナンス 最新情報 ニュースリリース（2012年1月10日以降）」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「ストラクチャードファイナンス ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3276-3511

(ロ) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

信用格付：A3（取得日 平成25年12月12日）

入手方法：ムーディーズのホームページ（<http://www.moodys.co.jp/>）の「信用格付事業」（[http://www.moodys.co.jp/Pages/default\\_rating.aspx](http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx)）の「プレスリリース」及び同コーナー右上の「一覧」をクリックして表示される「プレスリリース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-5408-4100

(ハ) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）

信用格付：A（取得日 平成25年12月12日）

入手方法：S&Pのホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付の概要（スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社）」（<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03-4550-8000

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられる（若しくは保留される）ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

**(3) 【券面総額】**

本投資法人債についての投資法人債券は原則として発行しない。

なお、振替投資法人債の総額は、金75億円である。

**(4) 【各投資法人債の金額】**

1億円

**(5) 【発行価額の総額】**

金75億円

**(6) 【発行価格】**

各投資法人債の金額100円につき金100円

**(7) 【利率】**

年1.108パーセント

**(8) 【利払日及び利息支払の方法】**

- ①本投資法人債の利息は、払込期日の翌日から本投資法人債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成26年6月18日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月18日及び12月18日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。但し、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。
- ②利息を支払うべき日（以下「利息支払期日」という。）が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- ③償還期日後は本投資法人債には利息をつけない。但し、償還期日に財務代理人に対して本投資法人債の元利金支払資金の預託（以下「資金預託」という。）がなされなかった場合には、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記(7)項「利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとする。
- ④利息支払期日に資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、当該利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記(7)項「利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとする。

**(9) 【償還期限及び償還の方法】**

- ①本投資法人債の元金は、平成35年12月18日にその総額を償還する。
- ②本投資法人債の償還金額は、各投資法人債の金額100円につき金100円とする。
- ③本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降、下記(17)項「振替機関に関する事項」に記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。
- ④償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

**(10) 【募集の方法】**

一般募集

**(11) 【申込証拠金】**

各投資法人債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。  
申込証拠金には利息をつけない。

**(12) 【申込期間】**

平成25年12月12日

**(13) 【申込取扱場所】**

下記(20)項「その他 I. 引受等の概要」に記載の引受人の本店及び国内各支店

**(14) 【払込期日】**

平成25年12月18日

**(15) 【払込取扱場所】**

該当事項はありません。

**(16) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】**

該当事項はありません。

(17) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(18) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 平成13年10月18日  
登録番号 関東財務局長第8号

(19) 【手取金の使途】

本投資法人債の払込金額7,500百万円から発行諸費用の概算額56百万円を控除した差引手取概算額7,444百万円は、全額借入金の借換資金（借入金返済）に充当する予定である。

(20) 【その他】

I. 引受け等の概要

本投資法人債の引受け等の概要は以下のとおりです。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号	6,000	1 引受人は、本投資法人債の全額につき共同して買取引受を行う。 2 本投資法人債の引受手数料は各投資法人債の金額100円につき金45銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号	1,500	
計	—	7,500	—

II. その他

① 財務代理人

- (イ) 本投資法人は、別に定める財務代理契約証書にもとづき、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「財務代理人」という。）に本投資法人債の財務代理事務を委託する。
- (ロ) 財務代理人は、本投資法人債に関して、本投資法人債の投資法人債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また本投資法人債の投資法人債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。
- (ハ) 本投資法人が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告する。
- (ニ) 合併等により財務代理人の名称又は住所が変更される場合には、本投資法人はその新たな名称又は住所を公告する。
- (ホ) 本投資法人債の投資法人債権者が財務代理人に請求等を行う場合には、財務代理人の本店に対してこれを行うものとする。

② 投資法人債管理者の不設置

本投資法人債は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第139条の8但書の要件を充たすものであり、本投資法人債の管理を行う投資法人債管理者は設置されていない。

③ 担保及び保証の有無

本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。

④ 財務上の特約

(イ) 担保提供制限

本投資法人は、本投資法人債発行後、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保投資法人債（但し、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保投資法人債を除く。）のために担保権を設定する場合は、本投資法人債のために担保付社債信託法にもとづき同順位の担保権を設定しなければならない。なお上記但書における担付切換条項とは、利益維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(ロ) 上記(イ)により本投資法人債のために担保権を設定する場合は、本投資法人は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告するものとする。

⑤ 期限の利益喪失に関する特約

(イ) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債の投資法人債権者からの書面による請求を財務代理人が受けた日から 7 日を経過した日に、請求を受けた各本投資法人債について期限の利益を喪失する。但し、財務代理人が当該請求を受けた日から 7 日以内に当該事由が補正又は治癒された場合は、その限りではない。

- a. 本投資法人が上記(9)項「償還期限及び償還の方法」の規定に違背し、7 日以内に本投資法人がその履行をしないとき。
- b. 本投資法人が上記(8)項「利払日及び利息支払の方法」の規定に違背し、14 日以内に本投資法人がその履行をしないとき。
- c. 本投資法人が上記「④財務上の特約 (イ)担保提供制限」の規定に違背したとき。
- d. 本投資法人が本投資法人の本投資法人債以外の投資法人債又は投資法人債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合は、この限りではない。
- e. 本投資法人以外の者の発行する社債又は社債を除く借入金債務に対して本投資法人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該保証債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合は、この限りではない。

- (ロ) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債の投資法人債権者からの請求の有無にかかわらず、本投資法人債総額についてただちに期限の利益を喪失する。
- a. 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始若しくはその他適用ある倒産手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
  - b. 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始若しくはその他適用ある倒産手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
  - c. 本投資法人が、投資法人としての登録を取り消されたとき。但し、合併による場合で、合併後の投資法人が本投資法人債上の債務全額を承継する場合はこの限りでない。
  - d. 本投資法人の純資産の額が、投信法上の最低純資産額を下回り、内閣総理大臣から投信法第 215 条第 2 項にもとづく通告を受けた場合で、当該通告に規定された期間内に治癒を図ることができなかつたとき。
- (ハ) 上記(イ)又は(ロ)の規定により期限の利益を喪失した本投資法人債は、ただちに支払われるものとし、償還期日又は直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨の公告をした日から 7 日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記(7)項「利率」所定の利率による利息を付するものとする。
- ⑥ 公告の方法
- (イ) 本投資法人債に関して本投資法人債の投資法人債権者に対し公告する場合には、財務代理人が本投資法人からの通知を受けて、本投資法人の名においてこれを行うものとし、法令に別段の定めがあるものを除き本投資法人の規約所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各 1 種以上の新聞紙（但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載する。
- (ロ) 本投資法人が規約の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるときを除いて、電子公告の方法によりこれを行うものとする。但し、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、本投資法人の規約所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各 1 種以上の新聞紙（但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載する。
- ⑦ 投資法人債権者集会
- (イ) 本投資法人債の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の 3 週間前までに投資法人債権者集会を招集する旨、投資法人債権者集会の日時及び場所並びに投資法人債権者集会の目的である事項その他法令にもとづき投資法人債権者に通知すべき事項を公告する。
- (ロ) 本投資法人債の投資法人債権者集会は、東京都においてこれを行う。

- (ハ) 本投資法人債の総額（償還済みの額及び本投資法人が有する本投資法人債の金額の合計額を除く。）の10分の1以上にあたる本投資法人債を有する投資法人債権者は、本投資法人債に関する社債等振替法第115条で準用する同法第86条に定める書面（上記(2)項「投資法人債券の形態等」①但書にもとづき本投資法人債の投資法人債券が発行された場合は当該投資法人債券）を本投資法人又は財務代理人に提示したうえ、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本投資法人又は財務代理人に提出して投資法人債権者集会の招集を請求することができる。
- (ニ) 上記(イ)及び(ハ)にともなう事務手続については、財務代理人が本投資法人の名においてこれを行うものとし、財務代理人が本投資法人債の投資法人債権者からの請求を受けつけた場合には、すみやかにその旨を本投資法人に通知し、その指示にもとづき手続を行う。
- (ホ) 本投資法人債及び本投資法人債と同一の種類（投信法第139条の7で準用する会社法第681条第1号に定める種類をいう。以下同じ。）の投資法人債の投資法人債権者集会は、一つの集会として開催される。上記(イ)乃至(ニ)の規定は、本(ホ)の投資法人債権者集会について準用する。

⑧ 時効

本投資法人債の消滅時効は、投信法第139条の7で準用する会社法第701条の規定により、元金については10年、利息については5年とする。

⑨ 追加発行

本投資法人は、随時、本投資法人債の投資法人債権者（上記(2)項「投資法人債券の形態等」①但書にもとづき本投資法人債の投資法人債券が発行された場合は利札の所持人を含む。）の同意なしに、本投資法人債と初回利払日乃至払込金額を除く全ての事項（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」という。）第180条所定の各事項を含む。）において本投資法人債と同じ内容の要項を有し、本投資法人債と併合されることとなる同一の種類の本投資法人債を追加発行することができる。

⑩ 投資法人債要項の公示

本投資法人は、その本店及び財務代理人の本店に本投資法人債の投資法人債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

⑪ 発行代理人及び支払代理人

振替機関の業務規程にもとづく本投資法人債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取扱う。

⑫ 一般事務受託者

(イ) 本投資法人債に関する一般事務受託者

- a. 本投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務（投信法第117条第1号関係）  
みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

- b. 財務代理人に委託する発行及び期中事務（本投資法人債にかかる発行代理人業務及び支払代理人業務を含む。）（投信法第 117 条第 3 号及び第 6 号関係）

株式会社三菱東京UFJ銀行

なお、投信法施行規則第 169 条第 2 項第 4 号に規定する投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他上記(17)項「振替機関に関する事項」に記載の振替機関が定める規則等（以下「業務規程等」という。）の規定に従って支払代理人及び口座管理機関を経由して処理される。

- c. 本投資法人債の投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務（投信法第 117 条第 2 号関係）

株式会社三菱東京UFJ銀行

- (ロ) 本投資法人債に関する事務を除く一般事務受託者（投信法第 117 条第 2 号乃至第 6 号関係）

三菱UFJ信託銀行株式会社

三井住友信託銀行株式会社

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

⑬ 資産運用会社

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社

⑭ 資産保管会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

⑮ 元利金の支払

本投資法人債の投資法人債権者に対する元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われ、本投資法人は、支払代理人を経由しての振替機関の業務規程に定義された機構加入者に対する元利金の交付をもって、本投資法人債の元利金の支払にかかる債務を免責されるものとする。

⑯ 申込等

引受人は、募集に際して、上記(11)項「申込証拠金」に記載の申込証拠金を申込者より徴収し、これを払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

金融商品取引法第27条において準用する金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第23期（自平成25年3月1日 至平成25年8月31日）平成25年11月25日関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

参照書類である平成25年11月25日付の有価証券報告書（以下「参照有価証券報告書」という。）に関して、本発行登録追補書類提出日（平成25年12月12日）までの間に補完すべき情報は、以下に記載の通りです。

以下に記載の事項を除き、参照有価証券報告書に記載されている事項については、本発行登録追補書類提出日現在、変更がないと判断しています。また、参照有価証券報告書に記載された「投資リスク」について、参照有価証券報告書提出日以後本発行登録追補書類提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

なお、以下の文中における将来に関する事項及び参照有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、別段の記載のない限り、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。また、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

#### 1 投資法人規約の変更

平成25年11月29日開催の本投資法人第9回投資主総会において、規約の変更の承認決議を行い、規約の一部が変更されました。

変更の主な内容及び理由は、以下のとおりです。

- (1) 投資信託協会が平成25年1月4日付で社団法人から一般社団法人へ移行したことに伴い、第19条第(4)号②、第19条第(8)号及び第26条第2項が変更されました。
- (2) 一般社団法人投資信託協会による「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正等を踏まえ、利益を超えた金銭の分配に関する規定を整理するため、第26条第2項が変更されました。

- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。）を規約本文中において投信法と略式記載するとともに、投信法を改正する法律が国会で可決成立したことに伴い、以下の規定が新設されました。
- ① 投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる旨の規定が新設されました。（第 7 条第 2 項）
  - ② 一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成 27 年 11 月 6 日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年ごとの 11 月 6 日及び同日以後遅滞なく招集される旨、また、必要あるときは随時招集される旨の規定が新設されました。（第 40 条第 2 項）
  - ③ 上記の新設について、上記の新設に関連する投信法の改正の施行日に効力が生じるとの附則が新設されました。また、上記の新設について別途の規約の定めが必要となる場合は、当該改正後の投信法、投資信託及び投資法人に関する法律施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の規定に沿って関連する条項の規定を読み替えるとの規定が新設されました。（附則第 2 項及び第 3 項）
- (4) その他、字句の修正が行われるとともに、条文整備等のために、所要の変更が行われました。（第 2 条、第 6 条、第 12 条第 1 項第(1)号、第(7)号、第(8)号及び第(11)号、第 13 条第 1 項第(8)号及び第(10)号並びに第 2 項、第 14 条第 5 項及び第 6 項、第 19 条第(2)号、第 22 条、第 26 条第 1 項第(2)号、第 27 条、第 29 条第 1 項及び第 2 項、第 31 条、第 35 条第 1 項、第 38 条、第 39 条、第 48 条第 2 項、第 49 条並びに附則第 1 項）

## 2 役員を選任

平成 25 年 11 月 29 日開催の本投資法人第 9 回投資主総会において、執行役員に難波修一、監督役員に西田雅彦及び臼杵政治が選任されました。また、執行役員又は監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、本投資法人の資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社リテール本部長である今西文則が補欠執行役員として、また、村山周平が補欠監督役員として選任されました。

## 第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

日本リテールファンド投資法人 本店

（東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号東京ビルディング）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）